環境保全型農業の推進について

生産局農業環境対策課

平 成 ２ ７ 年 １ ０ 月

農林水産省

目　　次

〇施策の変遷・現状・課題

1.　環境保全型農業について（これまでの制度の変遷）　・・3
2.　自然循環機能の維持増進
　　（食料・農業・農村基本法における位置付け）　・・4
3.　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律　・・5
4.　農業環境規範の普及・定着　・・6
5.　環境保全型農業のレベルに応じた施策手法　・・7
6.　環境保全型農業直接支払　・・8
7.　環境保全型農業の取組の現状～エコファーマー等について～　・・9
8.　環境保全型農業直接支払の取組状況　・・10
9.　日本型直接支払制度～多面的機能発揮促進法案の概要～　・・11
10.　日本型直接支払制度～事業の概要～　・・12
11.　有機農業の推進に関する法律、基本方針について　・・13
12.　有機農業の推進について　・・14
13.　有機農業の取組の現状　・・15
14.　有機農業の推進支援（平成27年度予算）　・・16
15.　環境保全型農業の取組の効果　・・17
16．水質保全の効果（滋賀県の取組例）　・・18
17．地球温暖化及び生物多様性への効果　・・19
18．環境保全型農業に係る消費者及び農業者の意識　・・20

〇海外の動向

19．EUの農業環境政策等の情勢　・・22
20．米国の農業環境政策等の情勢　・・23
21．韓国の親環境農業の情勢　・・24

〇取組事例

22．環境保全型農業の取組事例　・・26
23．大塚ファーム（北海道新篠津村）　・・27
24．株式会社金沢大地（石川県金沢市）　・・28
25．埼玉県小川町（下里地区）　・・29
26．兵庫県豊岡市　・・30
27．パルシステム生活協同組合連合会　・・31
28．食品以外の動向～オーガニックコスメを事例に～　・・32
29．ライフスタイルと結びつくオーガニック市場　・・33

（参考）今後の環境保全型農業の推進（論点イメージ）

環境保全型農業の価値と消費者の価値観　・・34
（議論のためのイメージ）　・・35

ー施策の変遷・現状・課題ー

1．環境保全型農業について（これまでの制度の変遷）

○　平成4年に、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」を環境保全型農業と位置付け、全国的に推進。
○　近年は、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中で、化学肥料・農薬の低減だけでなく、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組も推進。

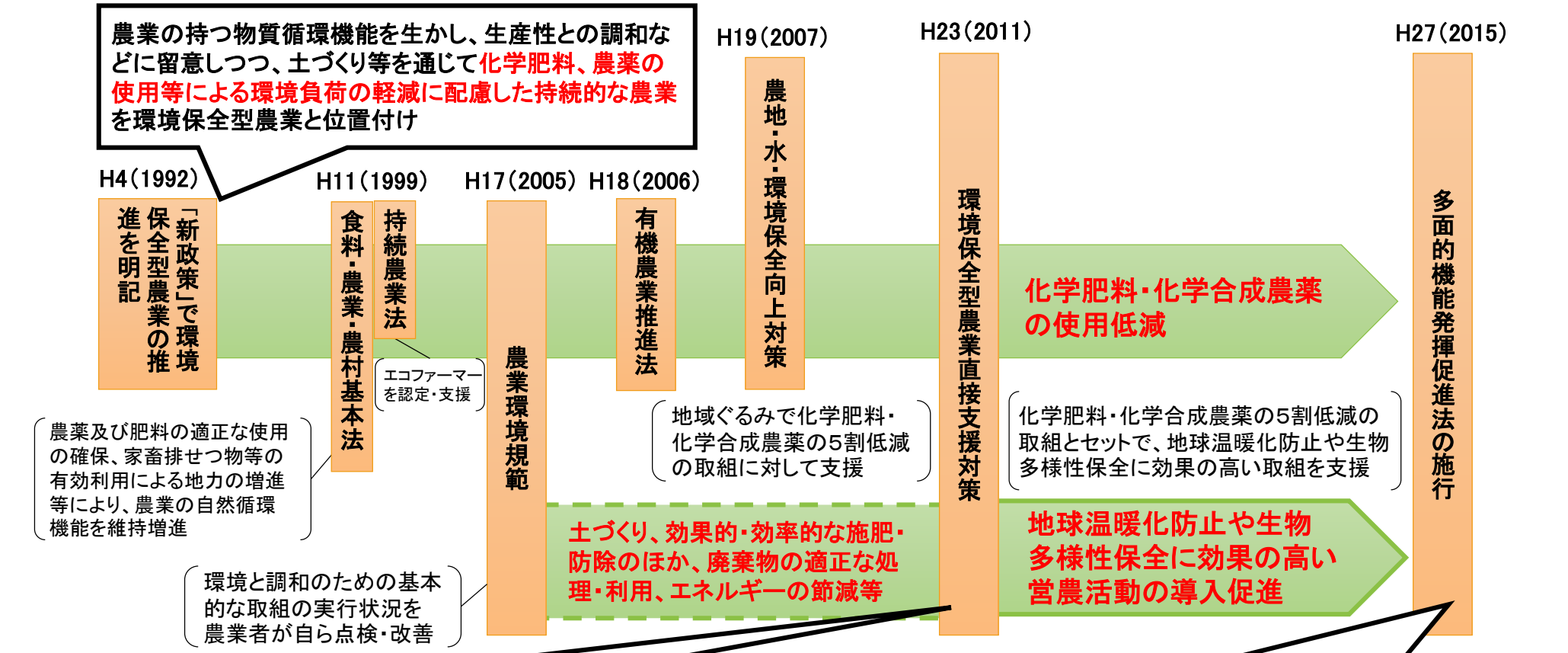

○　「食料・農業・農村基本計画」（H22.3）
　化学肥料・化学合成農薬の使用低減のみならず、農地での炭素貯留量の増加につながる土壌管理、水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や地域に土着する天敵昆虫等の生物機能を活用した農法等、環境保全効果の高い営農活動の導入を促進する。

○　新たな「食料・農業・農村基本計画」（H27.3）
- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく環境保全型農業直接支払制度を通じて、地域でまとまりを持った環境保全型農業の取組や、農業者の技術向上や消費者の理解増進等を図る活動を推進する。
- 環境に配慮した農産物の生産者と実需者のネットワークの構築等による多様な販路の構築等を推進する。

2．自然循環機能の維持増進（食料・農業・農村基本法における位置付け）

○ 食料・農業・農村基本法において、農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならないとされている。
○ また、国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとされている。

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抜粋）

（農業の持続的な発展）

第４条　農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（自然循環機能の維持増進）

第32条　国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

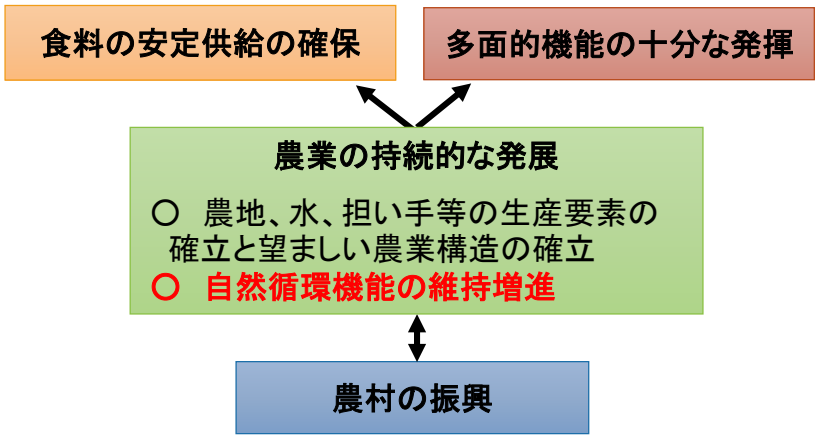

○ 農業の自然循環機能のイメージ

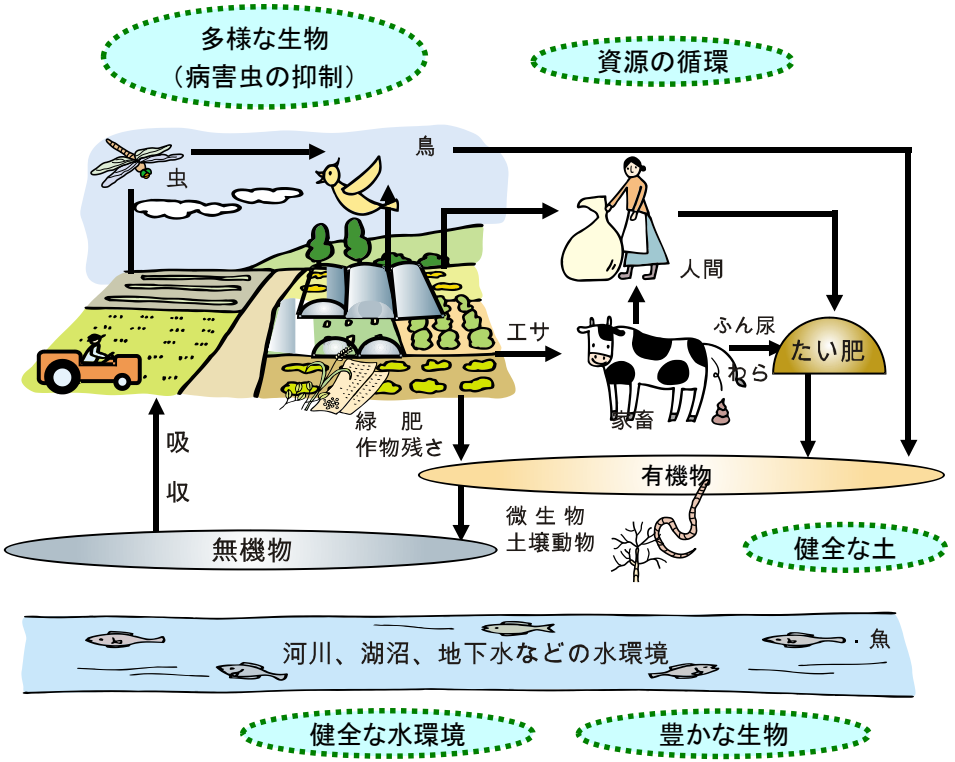

3．持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

○　平成11年（1999年）に、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を制定し、たい肥等による地力の維持・増進と化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）を支援。

○　持続農業法に基づく認定

都　道　府　県

持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針
（導入の促進を図る持続性の高い農業生産方式の明確化）

〔 認定 〕

農業者（エコファーマー）

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画
（地力の維持・増進+化学肥料使用低減技術+
化学合成農薬使用低減技術の導入計画）

○金融上の特例措置
・農業改良資金の貸付けに関する特例（償還期限の延長）
○都道府県による助言、指導等

○　持続性の高い農業生産方式のイメージ（水稲の例）

慣行的な生産方式	持続性の高い農業生産方式
○ 稲わらのすき込み	○ 地力の維持・増進： 土壌診断に基づくたい肥の適切な施用
○ 化学肥料の施用 化学肥料施用量　7.5 kgN/10a	○ 化学肥料低減技術： 基肥に肥効調節型肥料を施用 化学肥料施用量　3.6kgN/10a
○ 化学合成農薬による防除 化学合成農薬使用数　15回	○ 化学合成農薬低減技術： 温湯種子消毒や除草用動物（アイガモ）等の活用による農薬散布回数の低減 化学合成農薬使用数　4回

○　持続農業法における「持続性の高い農業生産方式」

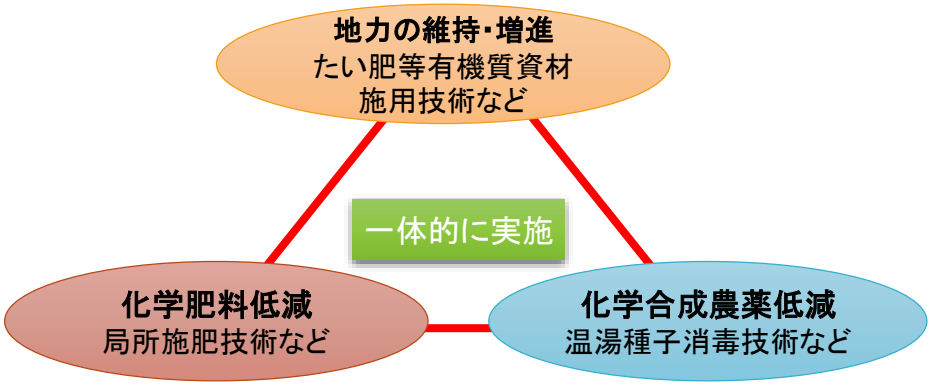

4．農業環境規範の普及・定着

○ 環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業者が最低限取り組むべき規範(農業環境規範)を平成17年3月に策定し、各種支援策を実施する際の要件とするなど、その普及・定着を推進。

○ 農業環境規範の概要

我が国農業全体について環境保全を重視したものに転換

環境との調和のための基本的な取組をすべての農業者が着実に実践

環境と調和のとれた農業生産活動規範

次の基本的な取組について農業者自らが生産活動を点検し、改善に努めるためのものとして策定

【作物の生産】
- ○ 土づくりの励行
- ○ 適切で効果的・効率的な施肥
- ○ 効果的・効率的で適正な防除
- ○ 廃棄物の適正な処理・利用
- ○ エネルギーの節減
- ○ 新たな知見・情報の収集
- ○ 生産情報の保存

【家畜の飼養・生産】
- ○ 家畜排せつ物法の遵守
- ○ 悪臭・害虫の発生防止・低減の励行
- ○ 家畜排せつ物の利活用の推進
- ○ 環境関連法令への適切な対応
- ○ エネルギーの節減
- ○ 新たな知見・情報の収集

○ 農業環境規範の7つのポイント（作物の生産編）

1．土づくりの励行

たい肥の施用や稲わらのすき込みなど有機物の供給に努める。

2．適切で効果的・効率的な施肥

都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則し、効果的・効率的な施肥を行う。

3．効果的・効率的で適正な防除

発生予察情報等を活用し、必要に応じ農薬や他の手段も組合せ、効果的・効率的な防除を実施する。

4．廃棄物の適正な処理・利用

廃棄物の処理は、関係法令に基づいて適正に行う。また 作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

5．エネルギーの節減

機械・施設の適正な温度管理、点検整備や補修などに努める。

6．新たな知見・情報の収集

作物の生産に伴う環境への影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報収集に努める。

7．生産情報の保存

点検・確認ができるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

○ 補助事業等への関連づけについて

○平成17年度より可能なものから要件化等の関連づけを実施。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
6事業	11事業	29事業	51事業	54事業	46事業	43事業	38事業	38事業	40事業

5． 環境保全型農業の効果のレベルに応じた施策手法

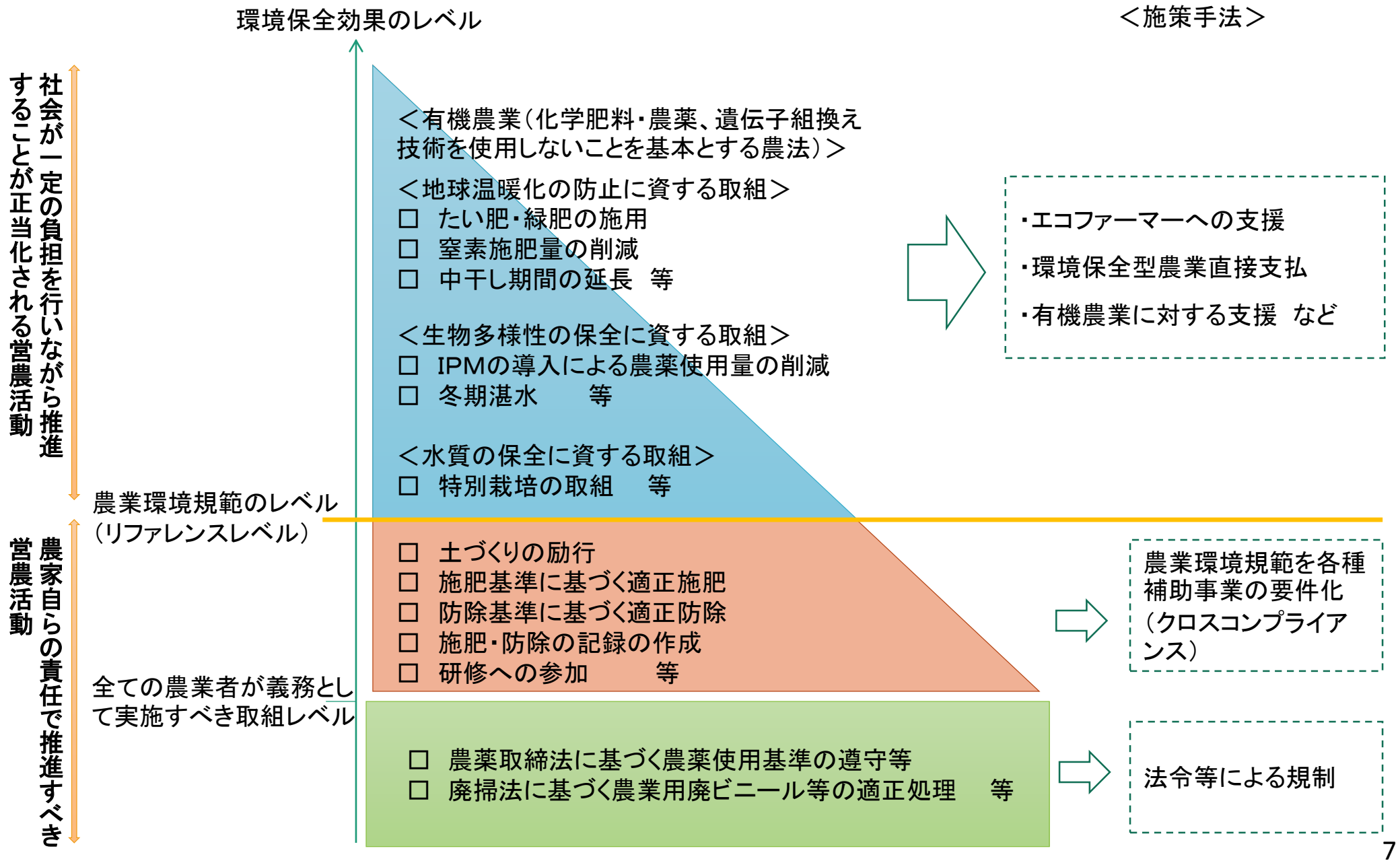

6．環境保全型農業直接支払

○　平成23年度から、農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を実施。
○　地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。

支援の対象

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

対象となる営農活動

化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

支援対象となる取組の例

緑肥の作付け

堆肥の施用

５割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組

土壌中に炭素を貯留し地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

様々な生物を地域で育み生物多様性保全に貢献

※　上記の全国共通取組のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

主な交付単価

国と地方公共団体が1：1の負担割合で共同して支援。
（国の支援額4,000円/10a以内で設定）

【全国共通取組】

全国共通取組	
対象取組	交付単価
緑肥の作付け	8,000円/10a
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 （うちそば等雑穀・飼料作物）	8,000円/10a （3,000円/10a）

【地域特認取組】

8,000円／10a以内

対象取組や支援単価は、都道府県により異なる

・同一のほ場において2つの取組を一定の条件のもとで実施する場合は各取組に対して支援

7．環境保全型農業の取組の現状～エコファーマー等について～

○　販売農家の半数は、たい肥による土づくり、化学肥料低減、農薬低減のいずれかの取組を実施。
○　平成11年に持続性の高い農業生産方式の導入を促進する「エコファーマー制度」を導入以降、これらに全体的に取り組むエコファーマーの認定件数増加してきたものの、昨今減少傾向にあり、平成27年3月末時点では16万6千件となり、前年に比べ約2万件減少。

○環境保全型農業の取組状況

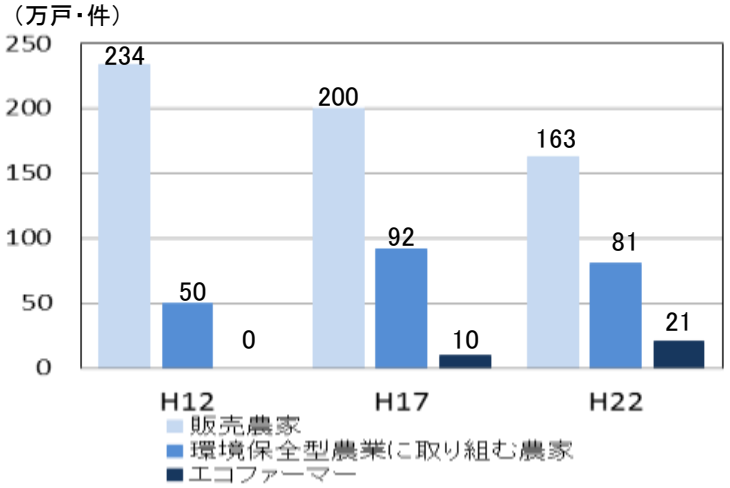

注1：環境保全型農業に取り組む農家とは、「たい肥による土づくり」、「化学肥料の低減」、「農薬の低減」のいずれかに取り組む農家
注2：エコファーマーとは、たい肥等による地力の維持・増進と化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者
資料：農林業センサス、農業環境対策課調べ

○エコファーマー認定件数の推移

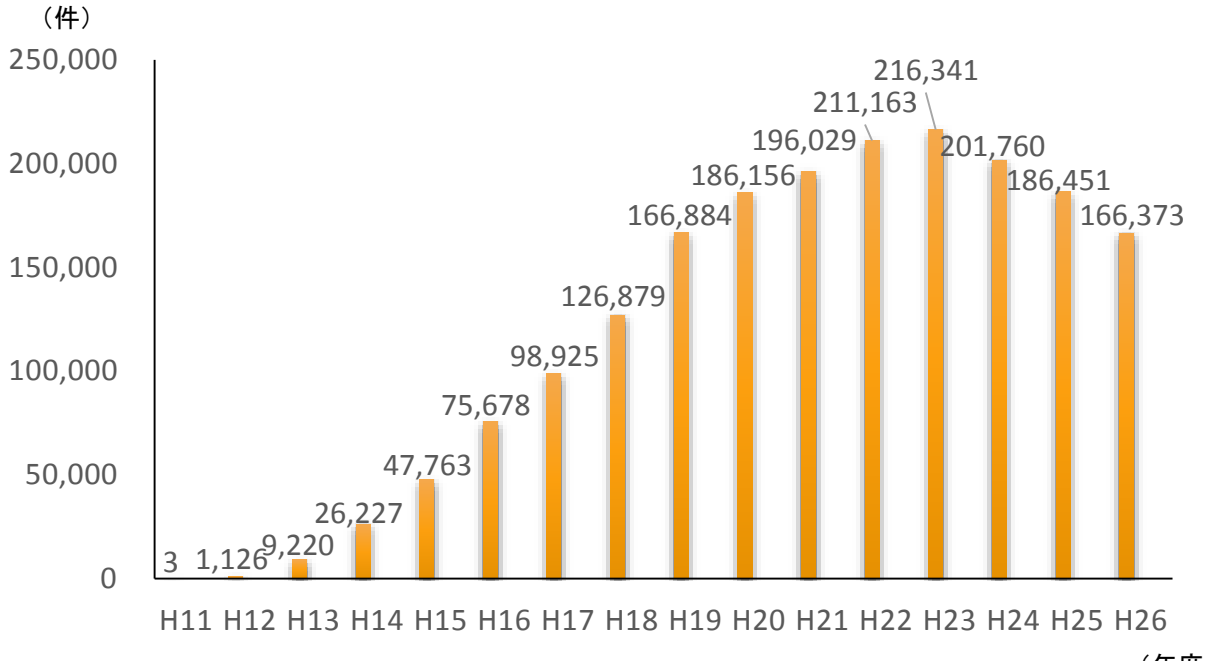

○環境保全型農業直接支払の実施状況

取組面積　5.8万ha（H26）
（農業環境対策課調べ）

8．環境保全型農業直接支払の取組状況

○　平成26年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は5万8千ヘクタールであり、平成25年度に比べて7千ヘクタール増加。
○　従前の対策と比べると取組面積はまだ少ないが、対策に参加する市町村数は、従前の対策時の平成22年度の470市町村から、平成26年度には931市町村に増加。

○環境保全型農業直接支払交付金の交付件数、実施面積、市町村数

	交付件数	実施面積(ha)	市町村数
H23年度	6,622	17,009	773
H24年度	12,985	41,439	885
H25年度	15,240	51,114	918
H26年度	15,920	57,744	931

○H22～26年度の対策に参加する市町村数の推移

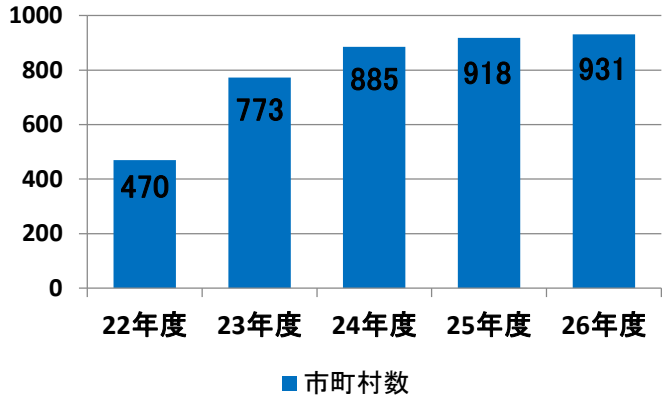

※　H22年度は農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援交付金の取組市町村数、H23年度は経過措置を除く環境保全型農業直接支援対策の取組市町村数

（参考）農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の取組実績の推移

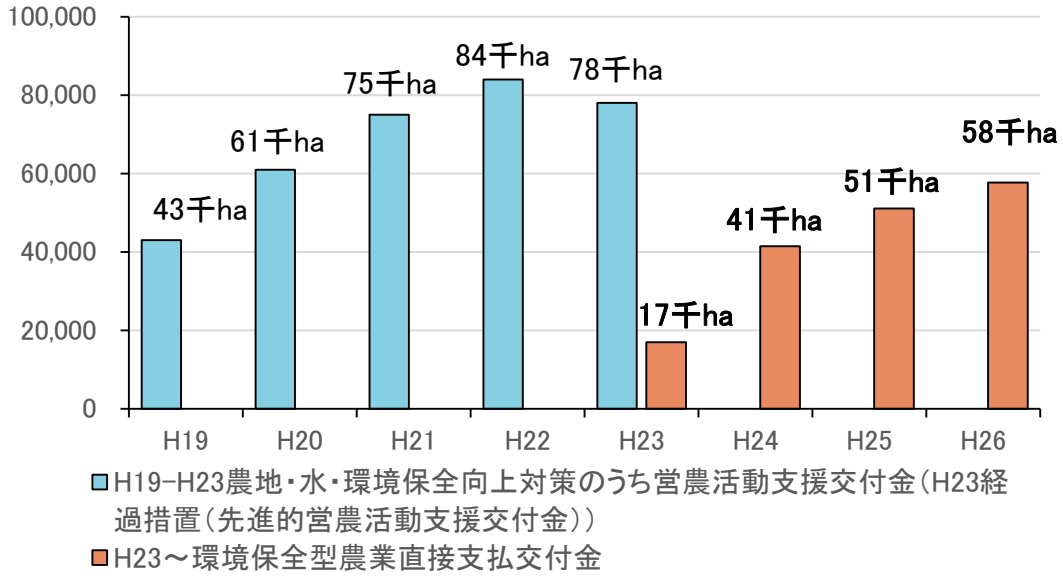

○H26年度の取組別面積割合

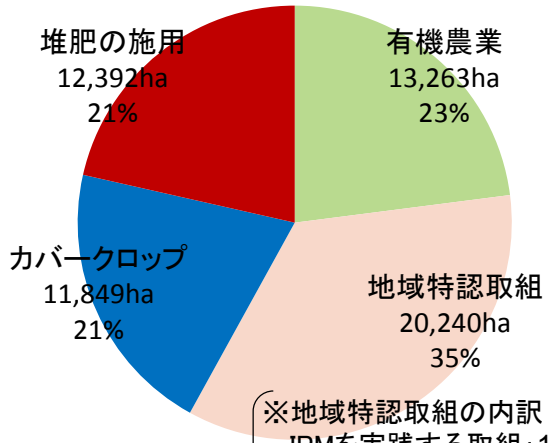

※地域特認取組の内訳
IPMを実践する取組：10,586ha
冬期湛水管理　　：5,111ha　等

９．日本型直接支払制度　～多面的機能発揮促進法の概要～

背　景

○　農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障。
○　農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中。

日本型直接支払制度の創設、平成27年度からの法制化が位置付け。

日本型直接支払の効果

・　地域の共同活動等を支援することにより、多面的機能の発揮を促進。
・　担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより、構造改革を後押し。

基本理念

① 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならないこと。

② 多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域住民による共同活動が、良好な地域社会の維持・形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動による取組の推進が図られなければならないこと。（第２条）

制度の仕組み

１．農林水産大臣による「基本指針」の策定（第４条）

２．都道府県知事による「基本方針」の策定（第５条）

３．市町村による「促進計画」の作成

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業（日本型直接支払の対象となる取組）の実施を促進する計画を作成（第６条）

４．農業者団体等による事業計画の作成・実施

農業者の組織する団体等は、3.の事業を実施する計画（事業計画）を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施（第７条）

＜日本型直接支払の対象となる取組＞（第3条）
① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組　【多面的機能支払に相当】
　イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組　（農地維持支払に相当）
　ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組　（資源向上支払に相当）
② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組　【中山間地域等直接支払に相当】
③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組　【環境保全型農業直接支払に相当】

５．事業計画の実施に対する措置

○　国、都道府県及び市町村による費用の補助（第９条）
○　農業振興地域の整備に関する法律の特例（第10条、第11条）（農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化）
○　土地改良法の特例（第12条）（都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例）

施行日　：　平成27年４月１日

10. 日本型直接支払制度　～事業の概要～

○　農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。

○　また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況。

○　このため、平成27年度から施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要。

制度の全体像

※金額は27年度予算額

多面的機能支払　４８，２５１百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象
・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成　　等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象
・水路、農道、ため池の軽微な補修
・植栽による景観形成、ビオトープづくり
・施設の長寿命化のための活動　　等

水路のひび割れ補修

植栽活動

中山間地域等直接支払　２９，０００百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

中山間地域
（山口県長門市）

環境保全型農業直接支払　２，６０９百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

緑肥の作付け

※５年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。

11. 有機農業の推進に関する法律、基本方針について

○ 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。
○ 同法に基づき、農林水産省では新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」（基本方針）を平成26年4月に公表。

○ 有機農業の推進に関する法律

第二条　定義

この法律において、「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

第三条　基本理念（概要）

① 有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事できるように推進。
② 有機農業は、消費者の需要に即した取組であることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産・流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるように推進。
③ 有機農業は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら推進。
④ 有機農業は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、推進。

国（基本方針） ⇒ 都道府県（推進計画）

（第七条）都道府県は基本方針に即し、推進計画を定めるよう努める。

新たな有機農業の推進に関する基本的な方針

平成26（2014）年度からおおむね5年間を対象として、有機農業の推進に関する基本的な考え方、目標、推進施策等を定めたもの。

有機農業の普及及び推進の目標(おおむね30年度)

① 我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増（1%）
② 有機農業の技術体系の確立
③ 有機農業の普及指導体制の整備（全都道府県）
④ 有機農業に対する消費者の理解の増進
（有機農業の取組内容を知る消費者の割合が50%以上）
⑤ 有機農業に関する推進体制の整備
（全都道府県と50%以上の市町村）

12. 有機農業の推進について

○ 無農薬栽培や有機農業などの環境保全型農業については、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に伴う環境への負荷を低減するものであり、農業の持続的な発展に資するもの。有機農業については、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年制定）に基づき農林水産大臣が定める「有機農業の推進に関する基本的な方針」に基づき推進。

○ 農業者の高い関心や底堅い需要を背景に、消費ニーズの高い有機農産物の国内生産の拡大を推進するため、「日本再興戦略 改訂2014」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」にも位置付け。

○ おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増（1%）とする目標を設定し、①有機農業者等の支援、②流通・販売面の支援、③技術開発等の促進、④消費者理解の増進等の各種施策により推進。

我が国の有機農業をとりまく現状

消費者ニーズの高い有機農産物の国内生産の拡大を推進するため、「**日本再興戦略**」や「**地域の活力創造プラン**」にも位置付け

面　積⇒
16千ha（0.4%）

- **出荷量⇒10万t（0.4%）**
- **農家数⇒12千戸（0.5%）**

（ ）は農業全体に占める割合(推計)

- ドイツ　6%
- イギリス　4%
- フランス　4%
- 韓国　1%

資料:2010年世界農林業センサス
平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書
THE WORLD OF ORGANIC AGRICULTURE

農業者の高い関心	新規就農希望者の3割が有機農業での就農を希望
	慣行農業者の5割が生産技術が確立される等、条件次第で有機農業に取組みたいと希望
底堅い需要	消費者の4割がすでに有機農産物を購入しており、6割が表示への信頼、入手性等、条件次第で購入したいと希望
	流通加工業者の3割がすでに有機農産物を取り扱っており、6割が安定供給、価格等、条件次第で取り扱いたいと希望

対応（基本方針）

①【有機農業者等の支援】
- 円滑に有機農業が開始できるよう、就農相談、先進的な有機農業者による研修、情報提供など各種の支援を実施
- 実需者等のニーズに応えたロットの拡大や産地化のため、地域ごとに慣行農業からの転換等を支援
- 共同利用施設・機械の整備等の支援、環境保全型農業直接支援対策を引き続き実施。

②【流通・販売面の支援】
- e-コマースの利活用や各種業界との連携による多様な販路の確保
- 広域流通の拡大に向け、有機JAS認証について制度の維持・拡大を図り、認証取得手続きの簡素化等を支援
- 地域内流通の拡大に向け、インショップや直売所等による取組を支援、6次産業化

③【技術開発等の促進】
- 地域の気象や土壌特性等に適合し品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立、新技術の実証
- 技術に対するニーズの把握、低コスト化・軽労化につながる研究開発の成果情報の提供と先進的有機農業者の活用

④【消費者の理解と関心の増進等】
- 有機農業が持つ様々な機能や有機JAS制度の表示ルール等に関する普及啓発
- 食育や産消提携等による都市住民等と有機農業者との相互理解の増進
- 有機農業を行おうとする者や普及指導員等の支援のためアドバイザーの導入を検討

目標

おおむね
平成30年度までに
有機農業面積シェア倍増
1．0%

13. 有機農業の取組の現状

○有機農家数は平成22年で1万2千戸となっており、総農家数の0.5%を占めている（推計値）。
○有機農業の生産面積は平成21年で1万6千haとなっており、農業全体の0.4%を占めている（推計値）。
○有機農業面積シェアは韓国が1%となっているなど、我が国の有機農業の生産面積シェアは、国際的にも低い水準となっている。
○有機農産物（野菜：有機JASマーク添付のもの）の販売価格は慣行栽培のものと比較して、150～200%の価格比率となっている。

○有機農業に取り組んでいる農家数（平成22年）

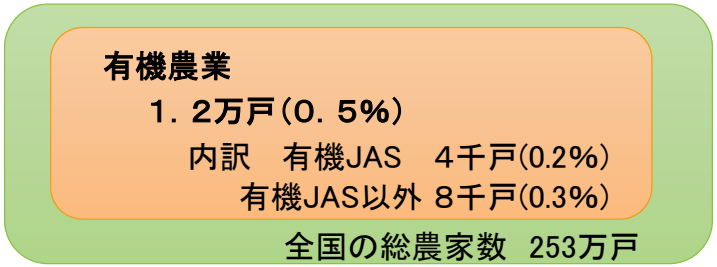

資料:2010年世界農林業センサス
平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課調べ

○国内の栽培面積（平成21年）

有機農業	農業全体
1．6万ha（0．4%） 内訳　有機JASほ場　9千ha（0.2%） 有機JASほ場以外　7千ha（0.2%）	461万ha（100%）

資料:平成21年耕地及び作付面積統計
平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課調べ

○各国の有機農業の面積割合

（欧州）

国名	2011年面積割合（%）
イタリア	8.6%
ドイツ	6.1%
フランス	3.6%

（アジア）

国名	2011年面積割合（%）
韓国	1.0%
中国	0.4%
日本	0.2%（有機JASのみ）

資料：IFOAM 「The world of organic agriculture」

○有機栽培品と国産標準品の販売価格比較（平成25年）

	品目	国産標準品（円/kg）	有機栽培品（円/kg）	比率（%）
根菜類	だいこん	182	283	155
	にんじん	298	488	163
	ばれいしょ	292	452	155
葉茎菜類	ほうれんそう	788	1,180	150
	ねぎ	697	1,147	165
	たまねぎ	231	412	178
果菜類	トマト	650	1,096	169
	なす	563	974	173
	ピーマン	785	1,597	203

注1：全国主要都市（15都市）の並列販売店舗における比較
注2：有機JASマークを添付してあるもの
資料：農林水産省大臣官房統計部「平成25年生鮮食料品価格・販売動向調査報告」（平成26年11月）

14. 有機農業の推進支援（平成２７年度予算）

○ 有機農業への参入・定着支援、有機農産物の理解促進を推進するとともに、有機農業に取り組む産地の供給力拡大のための安定供給力強化等の取組を支援。
○ また、環境保全型農業直接支援対策において生物多様性保全に効果の高い営農活動として有機農業の取組に対して支援。

全国段階での有機農業の推進に関する基礎的な支援

【有機農業拡大全国推進事業】

- 有機農業先進事例等の調査・分析、研修受入農家の拡大、有機農業者の定着の取組など
- 実需者に対する有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会、地域ブロック毎のマッチングフェアの開催など

産地リスク軽減技術総合対策事業
（有機農業拡大支援事業）
【３１８百万円の内数】

産地における有機農業の戦略的拡大に対する支援

【有機農業拡大地区推進事業】

- 産地における有機農業の拡大に向けた取組の支援

産地販売力強化
（実需者等の啓発活動、有機農産物の成分分析など）

安定供給力強化
（技術実証ほの設置、有機農業栽培技術講習会の開催など）

有機農業者育成力強化
（参入希望者への現地説明会、有機JAS取得のための講習会の開催など）

産地リスク軽減技術総合対策事業
（有機農業拡大支援事業）
【３１８百万円の内数】

環境保全型農業直接支払交付金による支援

- **事業の概要**
  化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（緑肥の作付、**有機農業**の取組等）に取り組む場合に支援
- **支援対象者**
  農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- **支援の基準**
  有機農業の交付単価は下記の通り
  8,000円/10a
  （うちそば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a）
  （国の支援単価は4,000円/10ａ以内
  国と地方公共団体が１：１の負担割合で支援）

環境保全型農業直接支払交付金
【２，６０９百万円】

15.　環境保全型農業の取組の効果

○ 環境保全型農業の取組の拡大等により、環境保全型農業の考え方が導入された1992年（平成4年）以降、化学肥料の需要量及び化学合成農薬の出荷量は低減。しかし、国際比較では我が国の使用量は依然多い状況。

（1） 単位面積当たり化学肥料（窒素肥料）需要量

（単位：kgN/10a）

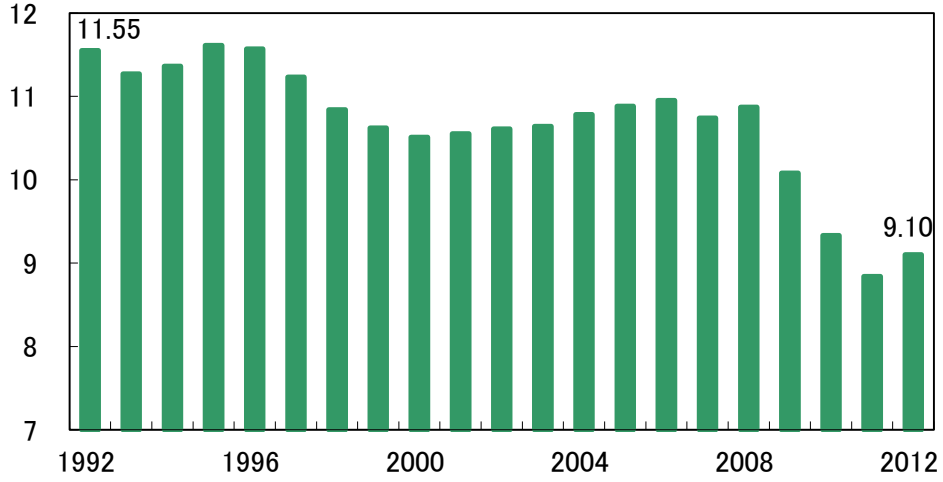

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
農林統計協会「ポケット肥料便覧（当該年7月～翌年6月）

（2）単位面積当たりの化学肥料使用量の国際比較

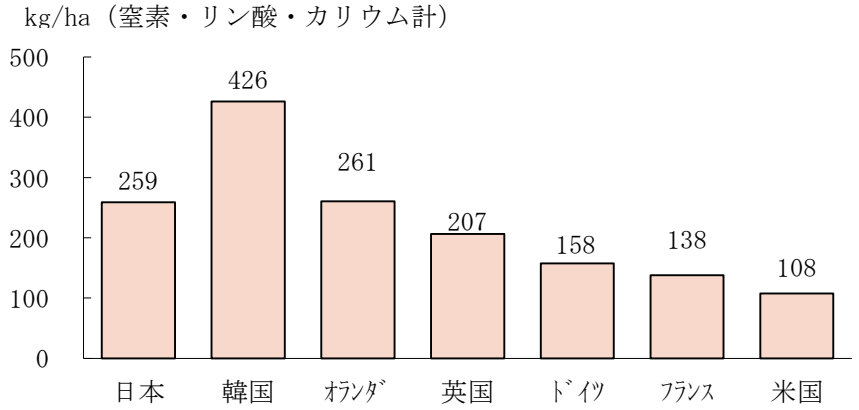

資料：FAO「Statistical Yearbook 2013」
注：2009年の値

（3） 単位面積当たり化学合成農薬出荷量

（総農薬出荷量千t）

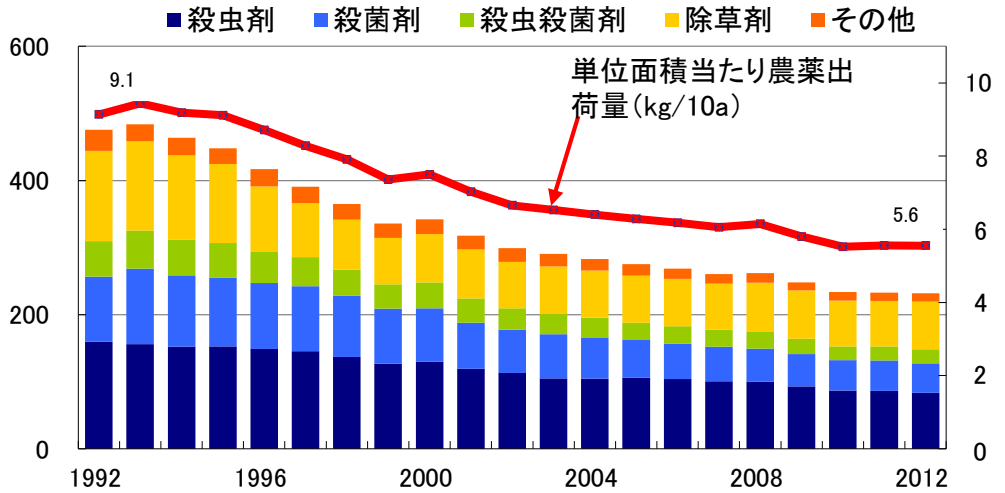

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、（財）日本植物防疫協会「農薬便覧」（農薬年度前年10月～当該年9月）

（4）単位面積当たりの農薬使用量の国際比較

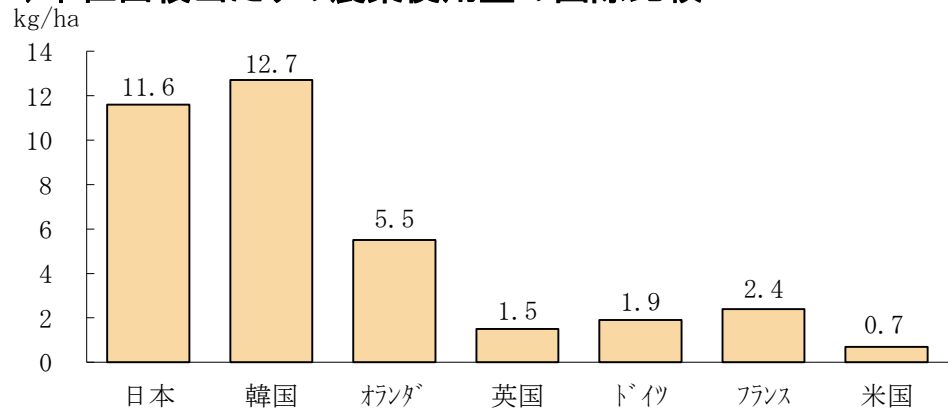

資料：OECD「OECD Environmental Perfomance Reviews JAPAN 2010」をもとに農林水産省で作成
注：2006年の値

16. 水質保全の効果（滋賀県の取組例）

○ 滋賀県では、琵琶湖等の環境保全を目的として、化学合成農薬や化学肥料の使用を5割以下に削減する等により栽培された農産物を認証する制度を平成13年度から実施しており、こうした取組の普及により、化学合成農薬の使用量は制度開始前と比べ約4割減少。
○ また、こうした取組により、農地系から琵琶湖に流入する負荷量（全窒素）は減少傾向にあり、琵琶湖の水質（全窒素）も減少傾向にあるなど、水質向上が図られつつある。

1 環境こだわり農産物の普及状況と化学合成農薬の使用量の推移

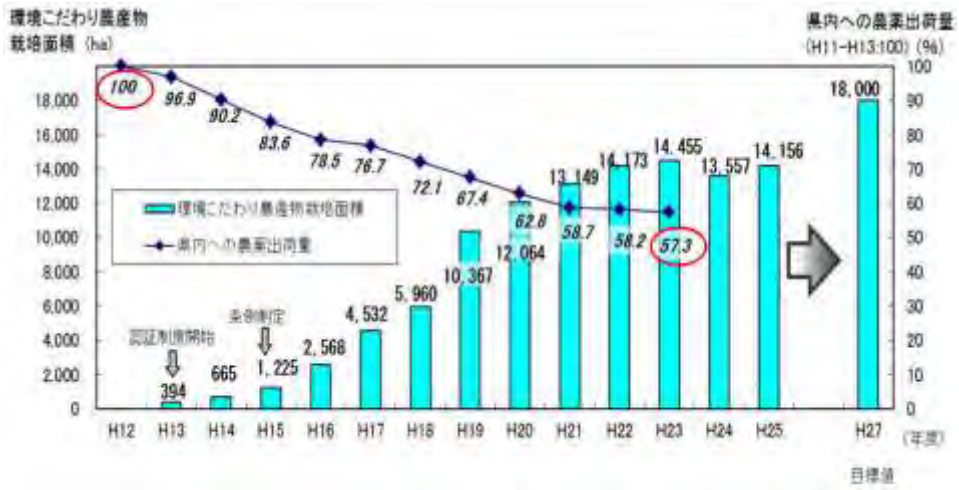

2 水田群における窒素・化学合成農薬の流出負荷量

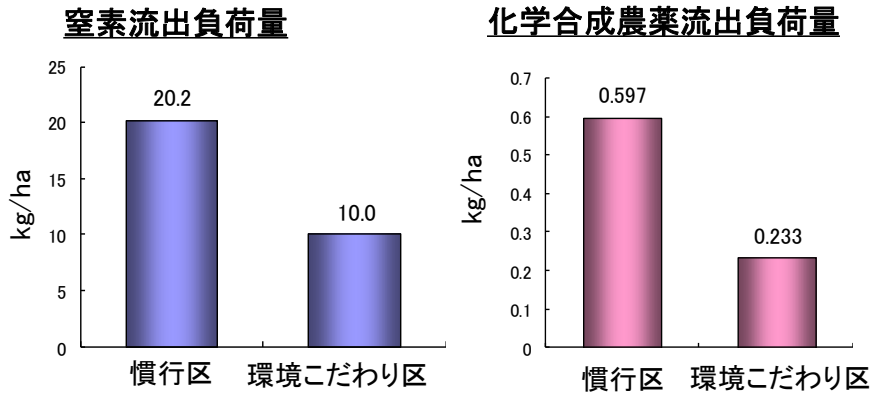

※負荷量＝水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質量
※流出負荷量＝地表から排水路へ出た排水の負荷量＋地下へ浸透した水の負荷量

3 琵琶湖に流入する負荷量（全窒素（TN））の推移

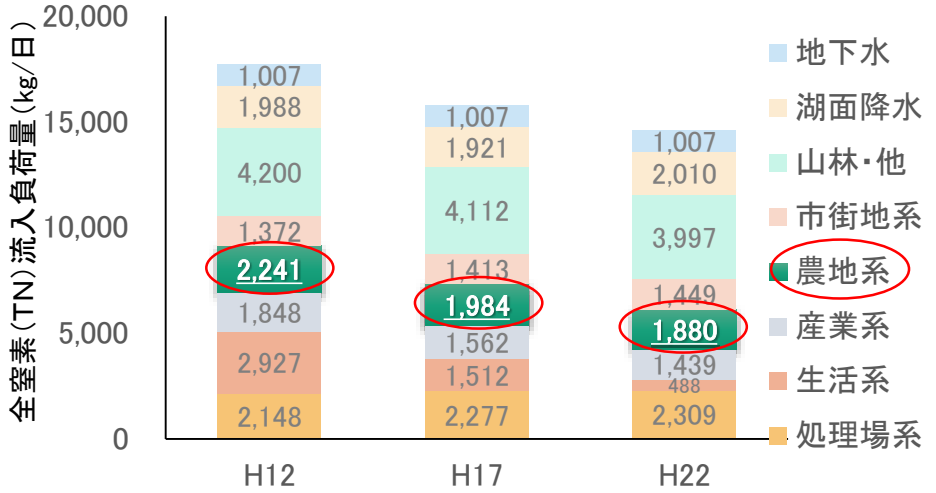

4 琵琶湖の表層水質（全窒素（T—N））

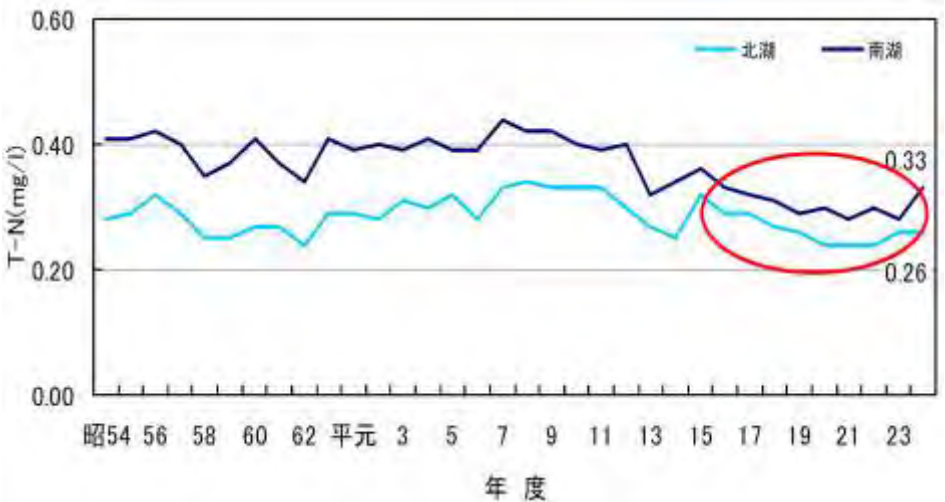

資料：1～4 滋賀県「環境こだわり農業審議会資料」

17. 地球温暖化及び生物多様性への効果

○ 堆肥等の有機物を土壌中に投入すると、一部は微生物により分解され大気中に放出されるものの、残りは分解されにくい土壌有機炭素の状態で長期間土壌中に貯留される。温室効果ガスである二酸化炭素の基となる炭素を土壌中に貯留することにより、地球温暖化防止に貢献。

○ 化学肥料及び化学合成農薬の低減等の環境負荷を低減する取組や冬期湛水管理等の取組により、多様な生き物が育まれ、生物多様性保全に貢献。

地球温暖化防止に効果の高い取組による効果

○ 農地・草地土壌の炭素収支モデル

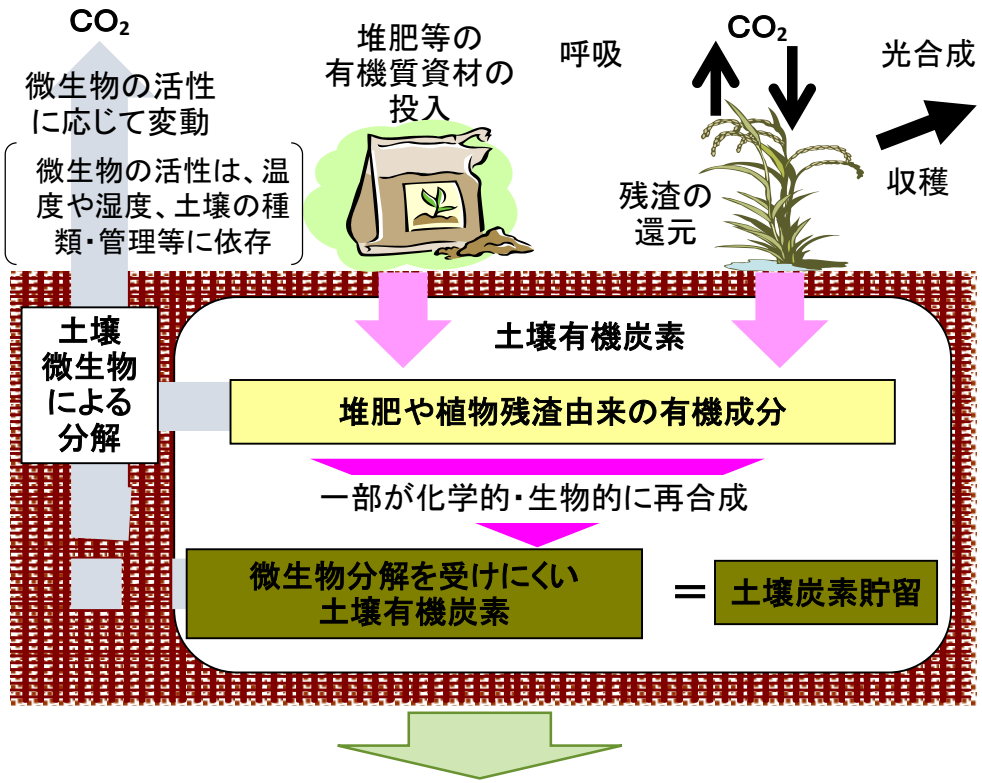

緑肥の作付け及びたい肥の施用により、土壌中の炭素貯留量が増加

生物多様性保全に効果の高い取組による効果

○ 兵庫県（豊岡市）の取組事例における効果

・コウノトリとの共生に取り組む兵庫県豊岡市では農薬の削減と冬期湛水等の水管理を組み合わせた「コウノトリ育む農法」を実践。

・平成17年度の豊岡市のモニタリング報告書では、水生生物、イトミミズ、ユスリカなどが無農薬区で最も多く、次いで、減農薬区が多く、慣行栽培区は最も少ないという結果が報告されている。

・栽培体系別の各種の現存量（単位：g）

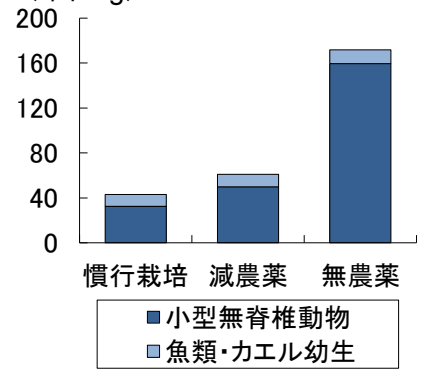

・栽培体系別イトミミズ・ユスリカ類の個体数（千匹）

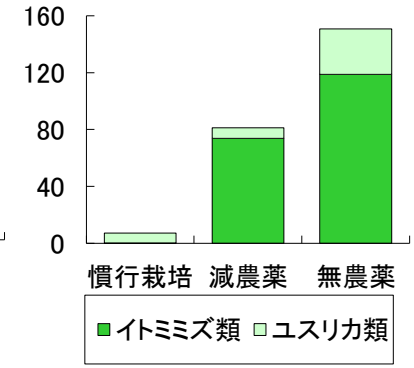

18. 環境保全型農業に係る消費者及び農業者の意識

○ 消費者が環境に配慮した農産物を購入する理由としては、安全であるとの回答が最も多く、環境保全への貢献は約1割に過ぎない。また、有機農産物は消費者の8割が認知しているが、特別栽培農産物やエコファーマーを認知している消費者は半数に満たない。
○ 農業者が環境保全型農業に取り組む場合の支障として、半数以上の農業者が販売価格が評価されないことを挙げているが、有機栽培では約7割の農業者が生産者価格が高い又はちょうどよいとの考えているのに対し、特別栽培では半数以上の農業者が生産者価格は安いとの意識。

1 消費者アンケート調査結果

(1)環境に配慮した農産物(野菜)を購入した理由

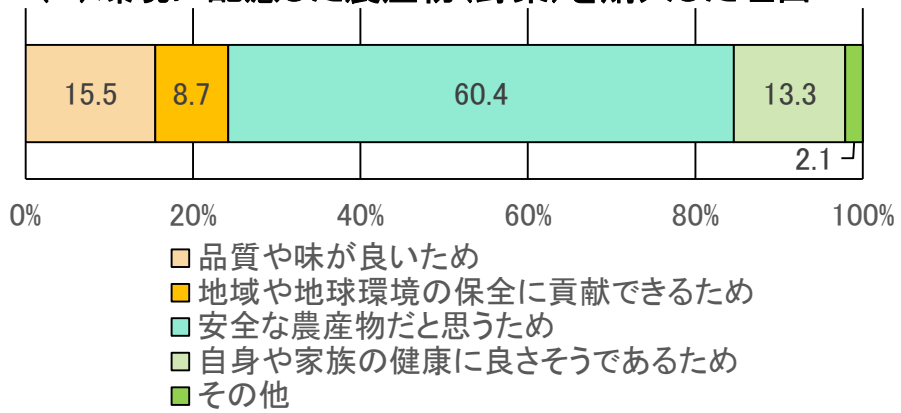

(2) 環境に配慮した農産物の基準や表示制度の認知度

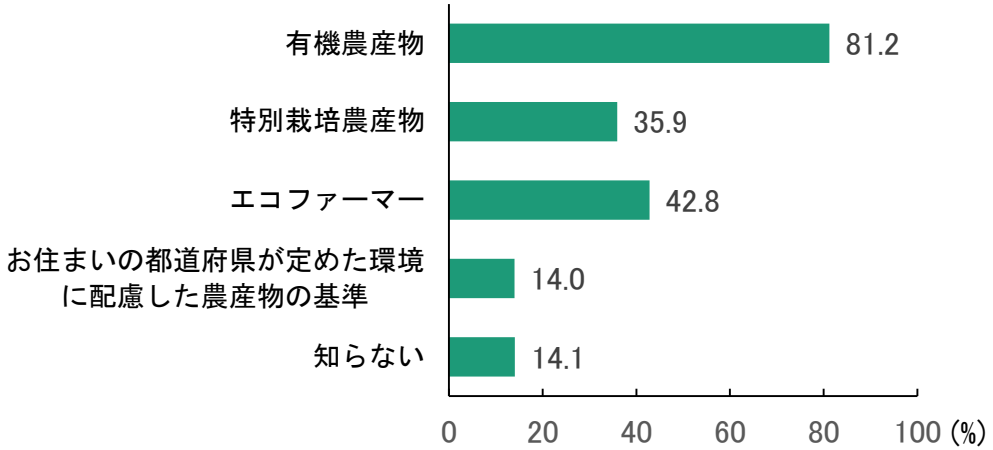

2 農業者アンケート調査

(1) 環境保全型農業に取り組む場合の支障
(複数回答、10%以上のものを抜粋)

※アンケート対象者:環境保全型農業を志向している農業者

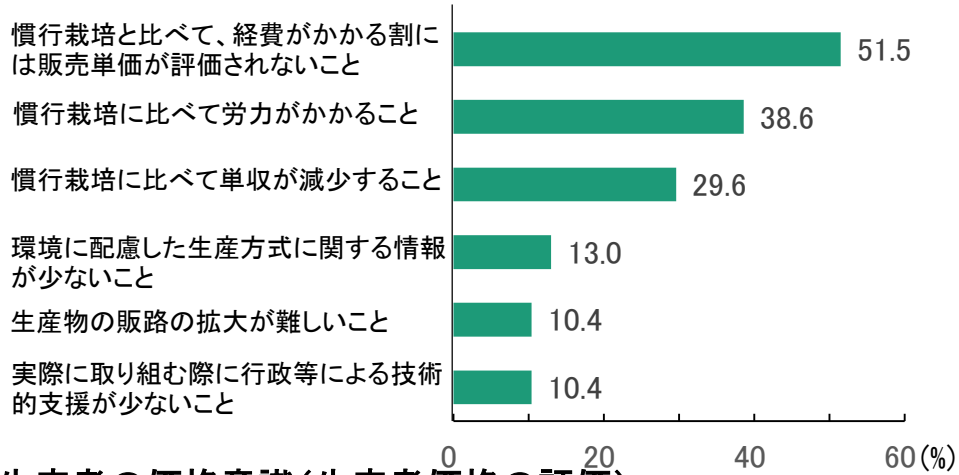

(2)生産者の価格意識(生産者価格の評価)

※有機栽培、特別栽培、慣行栽培を行う者にそれぞれ調査

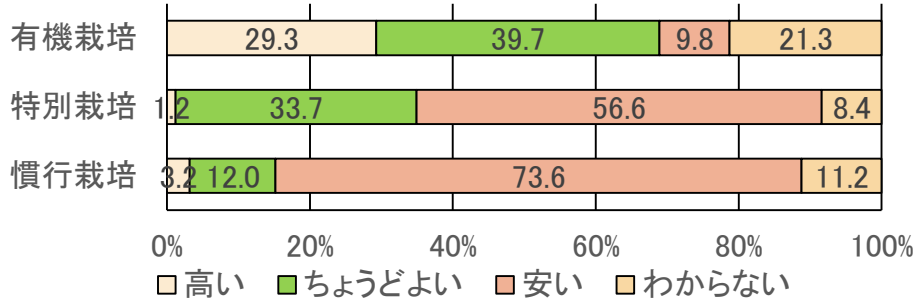

資料:1 農林水産省「農業生産工程管理(GAP)及び環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査結果」(平成24年12月)
2(1)農林水産省「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」(平成23年5月)
2(2)IFOAMジャパンオーガニックマーケットリサーチプロジェクト「日本におけるオーガニック・マーケット調査報告書」(2010-2011)

ー海外の動向ー

19. ＥＵの農業環境政策等の情勢

１．ＥＵの農業の持つ公共性に対する考え方

農業は食の基盤だけでなく、国土環境にも重要な役割

（集約度の低い（粗放的な）伝統的農業こそが、農村景観や生物多様性を育む）

↓

農業がプラスの環境サービスの創出に貢献

↓

非農家の市民からも支持が高い

↓

農業の環境保全に係る公共性が高く評価

２．ＥＵの共通農業政策（CAP）

★　下記の赤字部分が環境保全に資する政策

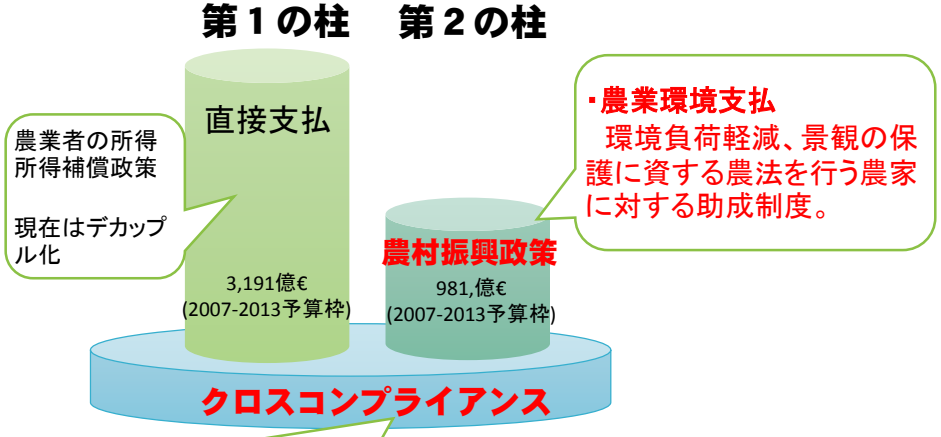

・　クロスコンプライアンスとは環境保全のために全農家が最低限守らないと直接支払を受け取れない基準のこと。
・　EU統一基準（法的管理要件）と各加盟国が定める基準（良好な農業環境条件）の両方を遵守する必要。
・　遵守しなかった場合には、支払額が減額されるペナルティ措置あり。

３．CAP改革（2014-2020年）

★　下記の赤字部分が環境保全に資する政策

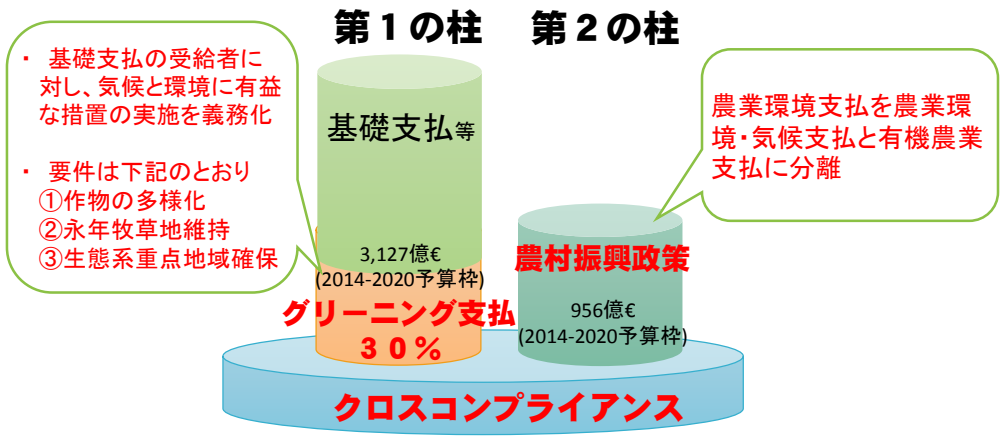

４．ＥＵにおけるオーガニック食品の市場動向

○　欧州全体のオーガニック食品の総売上額は3.2兆円（2012年）
○　2008年以降、年間平均7.5%の成長
○　消費者は「エコ」や「エシカル」など新たな価値基準で商品を選択
○　20～40代の比較的裕福な消費者を中心に支持

◆オーガニック食品にまつわる各種ランキング（2012年度（オーストリアは2011年度））(FiBL&IFOAM,IFOAM)

順位	【売上額】国名	売上額（億円）	【国民1人当たり年間消費額】国名	1人当たり消費額（円）	【市場占有率】国名	割合（%）
1位	ドイツ	10,074	スイス※	27,075	デンマーク	7.6
2位	フランス	5,730	デンマーク	22,696	オーストリア	6.5
3位	英国	2,790	ルクセンブルグ	20,463	スイス※	6.3
4位	イタリア	2,637	リヒテンシュタイン※	18,460	スウェーデン	3.9
5位	スイス※	2,175	オーストリア	18,174	ドイツ	3.7
	EU全体	**29,789**	**EU平均**	**5,967**		
（参考）	日本	1,431	日本	1,116		

※スイス、リヒテンシュタインはEU非加盟国

※1€＝143.1円（2014年3月12日付けレート）で換算

20. 米国の農業環境政策等の情勢

1．米国の農業環境政策の考え方

農業のビジネス的観点が強く、大規模化、近代化の推進による食料増産と引換えに、土壌流亡や地下水低下等が発生

↓

農業生産の維持・拡大と環境保全とは対立的な関係

（農地を生産活動から撤退させて、自然環境に戻したときに、土地の環境価値がより高まる）

↓

農業は環境にマイナスの影響を与える

↓

農業が環境に及ぼすプラスの側面（公共性）を重視していない

↓

近年、営農を継続しながら環境保全を図る取組に重点化

2．米国の農業環境対策関連事業の概要

（1）土壌保全保留計画(CRP:Conservation Reserve Program)
土壌浸食のおそれが高い農地において、10~15年の間休耕し、草地や林地として管理する活動に対し支援

（2）環境改善奨励計画（EQIP:Environmental Quality Incentives Program）
農業生産と環境改善を両立するための措置の導入について支援
※2008年農業法で有機農業への支援条項が追加。有機農業者及び転換者に対し、技術的・財政的支援を実施
※全国重点推進事項の一つに有機農業イニシアティブを追加

（3）保全管理計画（CSP:Conservation Stewardship Program）
環境保全活動の継続、新たな取組に対して活動量に応じて支援

（4）野生動物生息地奨励家計画（WHIP:Wildlife Habitat Incentives Program）
私有地における野生生物やその生息地を保護するための取組に対して支援（2014年（3）に統合）

（5）湿地保全計画（WRP:Wetlands Reserve Program）
土地所有者が、元湿地の農地等を保護・修復するための取組に対して支援、地役権及び回復費用を支払い

（6）草地保全計画（GRP:Grasslands Reserve Program）
土地所有者又は管理者による、草地を放牧地として活用しつつ行う修復・回復の取組に対して支援、地役権及び回復費用を支払い

（7）農畜産用地保護計画（FRPP：Farmland and Ranchland Protection Program）
州や市の当局等が行う重要な農畜産用地の保全活動に対して支援、地役権を支払い

（1）：農地を休耕して自然に戻す取組を支援
（2）～（4）：営農を継続しながら行う環境保全措置を支援
（5）～（7）：農地保護に関する支援（2014年より「農業保全地役権計画」に統合）

3．各事業構成の推移

○ 米国の農業環境政策は「生産しないこと」に対する支援から、「生産すること」に対する支援へと変化している。

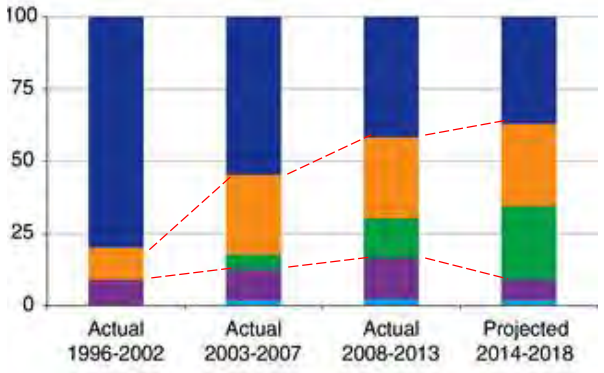

資料：USDAHP

4．米国におけるオーガニック食品等の市場動向

○ 米国のオーガニック食品の総売上額は3.2兆円で世界1位
○ 米国のオーガニック市場は急激に成長（2011-12は約10%の伸び）
○ オーガニック食品の購入者の7割が女性
○ オーガニックコスメなどの食品以外の市場も確立

○オーガニック食品にまつわる各種データ（2011年度（市場占有率のみ2010年度））

有機食品の売上高（億円）	国民一人当たり年間消費金額（円）	市場占有率（%）
32,341	10,160	3.5

(FiBL&IFOAM,IFOAM)

○オーガニック食品の小売販売額の品目別割合 （単位：%）

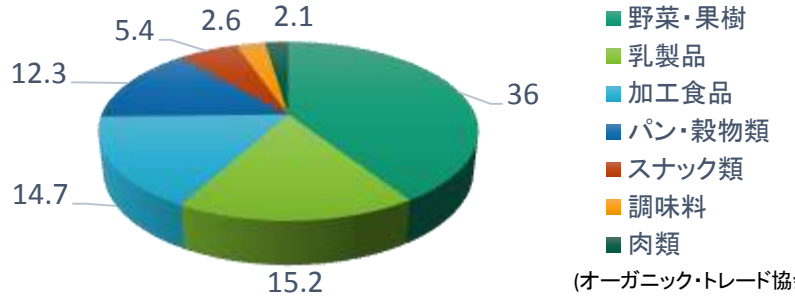

(オーガニック・トレード協会)

21. 韓国の親環境農業の情勢

1. 親環境農業の取組の背景

・80年代終盤：UR交渉開始

⇨ 市場開放の圧力と、安全な農産物に対する要求、安全な農産物の生産により、輸入農産物に対抗させる、親環境農業を打ち出し

・92年：有機・無農薬農産物認証開始
・94年：農林部に環境農業課設置
・97年：環境農業育成法成立
・99年：直接支払い開始
・01年：環境農業育成法を親環境農業育成法として改正

2. 親環境農業農産物の認証による区分

	認証基準
有機農産物	①無農薬・無化学肥料栽培に転換後1年以上経過 ②生態的・物理的・微生物的自然資材防除 ③3年以上の営農日誌保有 ④農薬残留許容基準の1/20以下
転換期有機農産物	①無農薬・無化学肥料に転換後1年以上経過 ②2年以上の営農日誌保有
無農薬農産物	①有機合成農薬全面禁止、生態的・物理的・微生物的自然資材防除 ②化学肥料は政府勧奨量の1/4以下 ③農薬残留許容基準の1/20以下 ④2年以上の営農日誌保有
※ 減農薬農産物	①農薬安全使用基準の1/2、安全期間は2倍適用 ②化学肥料は政府勧奨量の1/2以下 ③成長調節剤、除草剤は全面禁止 ④農薬残留許容基準の1/2以下 ⑤1年以上の営農日誌保有

※減農薬認証は2009年に新規受付終了、2015年には認証廃止の見込み

3. 親環境農産物直接支払

① **要件**
- 親環境農業育成法に基づき認証を受けていること
- 経営農地が10a以上、販売額が100万ウォン（8万円）以上

② **支援対象**
- 有機農業（転換期を含む）
- 無農薬農業（農薬は無使用、化学肥料は基準の1／3以下）

③ **支援単価** ・5年間、次の単価により支援を実施。支払い上限面積は5ha。

	水稲（万ウォン/ha）	畑（万ウォン/ha）
有機	140（154千円）	120（132千円）
無農薬	120（132千円）	100（110千円）

※ 水稲については、米所得補填支払いのうちの固定額支払い（平均80万ウォン（8.8万円））を含む。
※ 減農薬認証は2009年に新規受付終了、2015年には認証廃止の見込みのため記載なし。

④ **予算額** 333億ウォン（37億円）

4. 親環境農産物を巡る市場

○ 親環境農産物の価格プレミアは有機農産物で慣行の160%程度
○ 「ウェルビーイング」といわれる健康志向の高まりにより、消費が拡大
○ 若年齢、高所得、高学歴層において購入頻度が高い。
○ 著しい生産量増加により、供給が需要を上回る状況。

・親環境農産物の出荷量の推移（韓国農村経済研究所（2012））

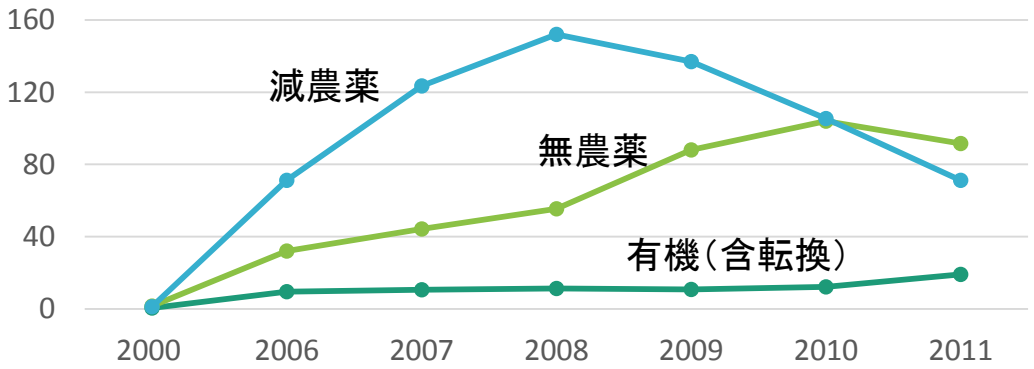

⇒ 減農薬農産物は、認証除外の他、消費者から求められていないことや、市場から信頼されていないことから、無農薬農産物へ移行する傾向

ービジネス展開や地域活性化に向けた取組事例ー

22. 環境保全型農業の取組事例

環境保全型農業の多様な取組事例

◎ 経営者の創意工夫による取組事例

事例：大塚ファーム（北海道）
　　金沢大地（石川県）

ポイント：
　自らの個性を生かした
　６次産業化

◎ 地域との融合の実現による取組事例

事例：小川町下里地区（埼玉県）

ポイント：
　農業者の結束と地域の
　商工業者との連携の構築

◎ 生産と消費の相互理解による取組事例

事例：兵庫県豊岡市
　　パルシステム

ポイント：
　生産者と消費者の相互理解
　を重視した販売や産直の展開

23. 【経営者の創意工夫による取組事例】大塚ファーム（北海道新篠津村）

【概要】

大塚裕樹さん・早苗さん

○裕樹さんが農薬アレルギーに悩まされたことを契機に有機農業へ

○水稲、小麦、野菜等を約20haで栽培。

○特に早苗さんの女性の視点を活かした商品開発や加工販売により、売上額は約1億円を突破する見込み。

平成26年度農林水産祭　日本農林漁業振興会会長賞
輝く女性特別賞　受賞

【売上額の推移】

資料：JA全中「日本農業のトップランナーたち」、「コープさっぽろ農業賞応援団」HP、農林水産省「農林水産祭受賞者受賞理由概要」を参考に作成

【ポイント】

少量多品目栽培と6次産業化

○22品目40品種を栽培し、複数の外食産業や大手スーパー等と取引。ハーブなど珍しい野菜は安定した契約販売で生産

○プリン、スープなどを相次いで販売し、加工品販売が売上増加に寄与。

「女性の力」の活用

○早苗さんが店長としてインターネット販売を開始。干し芋など新たな加工品の提案や女性に好まれるパッケージデザインの開発、メディアを活用した営業活動を実施。

「顔の見える作物」から「取り組みの見える作物」へ

○消費者が収穫した野菜を有名シェフがその場で調理して試食し、生産現場の説明を聞く「畑でレストラン」を開催。

○小学生が農業体験する畑の学校を開催。

地域への貢献

○大塚さんが有機農業に成功したことで、村内の有機栽培農家が6戸から30戸に。

○障がい者の自立支援を目的に、NPO法人を立ち上げ、規格外農産物を活用したドックフードを製造し就労機会を提供。

24. 【経営者の創意工夫による取組事例】株式会社金沢大地（石川県金沢市）

【概要】

井村 辰二郎さん

○脱サラし、米、大豆、麦の有機栽培に取り組みながら、耕作放棄地を借り受け再生し、規模拡大。

○現在は、作付面積延べ337haでの生産に加え、多様な加工販売を行うことで販売額は1億3千万円に達する。

○平成21年には、EU、米国のオーガニック認証も取得し、加工品の輸出事業にも進出。

株式会社金沢大地の皆さん。左から3番目が代表の井村さん

（平成26年度農林水産祭　日本農林漁業振興会会長賞 受賞）

【売上額の推移】

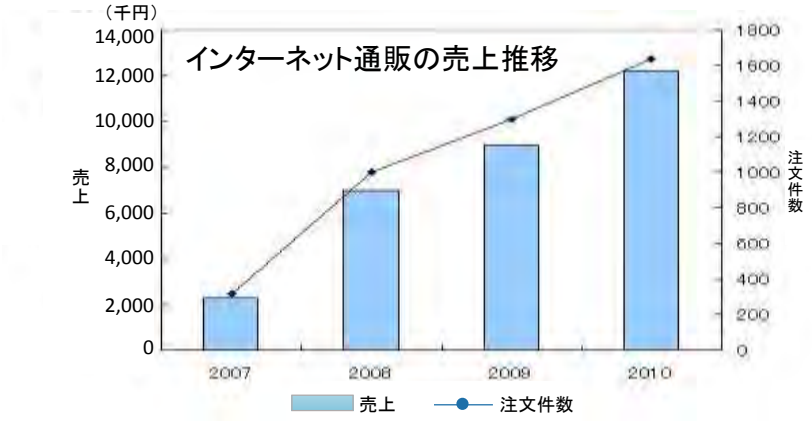

【ポイント】

有機でも安定生産、安定供給

○有機農業のネックとなる収量のバラツキを解決するために積極的に規模を拡大。

○土づくりも重視しており、有機肥料については全量自家生産。

様々な販売形態を活用

○有機六条大麦茶のヒットにより、平成14年に加工製造を専門に行う「金沢大地」を設立。

○平成19年にはインターネット通販をスタートさせ、平成23年には金沢の名所に直営店舗をオープン。
　平成21年には海外展開も開始。

個性を活かした商品の数々

○約100点に達する加工品は、全てが自社農場で育てられた有機農産物を活かして製造。

○個性を生かすことを重要視し、商品の中には、マーケット・インの発想で消費者が求める安心感や手作り感を反映させたものも存在。

25. 【地域との融合の実現による取組事例】埼玉県小川町（下里地区）

【概要】

金子 美登さん

○生産技術と販売実績の高さから、地元住民の信頼を得て、有機農業を中心とした地域のまとまりと活性化を創出。

○ NHK「プロフェッショナル仕事へ の流儀」に取り上げられ、有機農業のカリスマと紹介される。

- 平成22年度農林水産祭 むらづくり部門 天皇杯 受賞）
- 平成26年11月20日 天皇・皇后両陛下 行幸啓
（下里地区の有機農業の取組、環境活動、加工成果品の説明、大豆の収穫作業御視察）

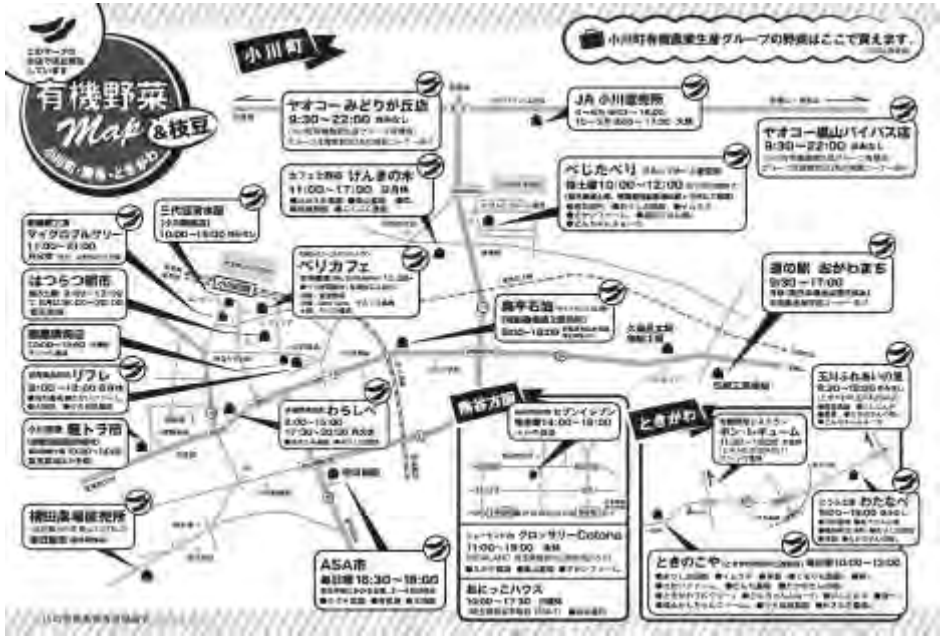

【ポイント】

有機農業を地域活性化のキーに

○下里地域で30年来、有機農業を営む金子さんを中心に、集落全体で有機農業の取り組むなど「有機の里」づくりを展開。

○有機農業の研修修了生が100人を超え、新規就農者が増加するなど、有機農業を核として地域が活性化。

地域の有機農業への理解が地域全体を豊かに

○地元の豆腐業者や酒造業者、さいたま市のリフォーム会社等が有機農産物を再生産可能な価格で買い取るなど、地域の商工業者が支援。

○地元で活動するNPO法人がレストランを開き、農業者と市民が一緒に運営するなど、地域内で有機農産物を利用する輪が広がっている。

地域全体が農村の環境保全に尽力

○地域の住民全体で保全活動を行い、美しい農村景観の保全や、ホタル等の水生生物が増加するなど豊かな自然環境を保全することにより、観光客が増加し、地域が活性化。

26. 【生産と消費の相互理解による取組事例】兵庫県豊岡市

【概要】

水田に飛来した
コウノトリ

○コウノトリとの共生に取り組み、農薬の削減と冬期湛水等の水管理を組み合わせた「コウノトリ育む農法」を実践し、取組面積は年々拡大。
○　多様な生きものが育まれるなどの特徴を消費者に伝える様々な活動を実施。・
○この農法により生産された米は、慣行栽培と比べ、無農薬で約8割、減農薬で約4割高い価格で販売されるなど、付加価値をつけた販売が展開されている。

【コウノトリ育む農法の取組の推移】

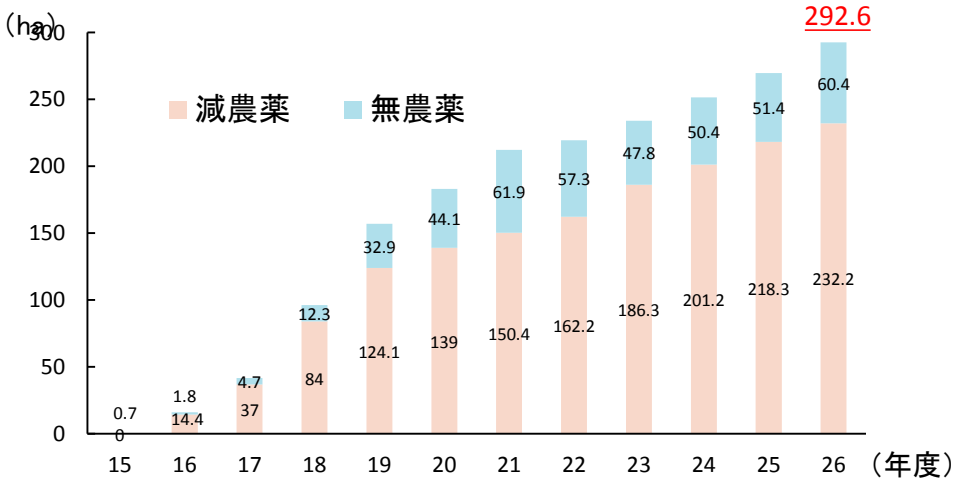

【ポイント】

消費者理解を重視した販売展開

○　消費者に「商品特徴を知ってもらい、理解していただく」ことに重点をおいており、「分かりやすく、説明しやすく、思い出し、伝えられる」販売活動を展開している。

お米の取扱説明書＝解説冊子

店舗（売場）で「お米の特徴を紹介」

バケツ稲や田んぼの生きもの水槽を展示

産地交流田

資料：兵庫県豊岡市「コウノトリと共生する水田づくり支援事業水田生物モニタリング報告書」
兵庫県豊岡市「コウノトリ育むお米生産の現状と課題」（H26.5）

・コウノトリ育む農法で生産された米の価格比較（26年産）

慣行栽培	減農薬	無農薬
183円／kg（100）	250円／kg（137）	333円／kg（182）

27. 【生産と消費の相互理解による取組事例】パルシステム生活協同組合連合会

【概要】

○ 関東を中心とした1都9県の組合員が利用する生協。

○ 産直四原則を遵守する産地と直接取引を行い産直を展開。

産直四原則とは
1. 生産者、産地が明らかであること
2. 生産方法や出荷基準が明らかで生産履歴がわかること
3. 環境保全型・資源循環型農業をめざしていること
4. 生産者や組合員相互の交流ができること

【ポイント】

生産者と組合員の相互理解の形成を基盤とした産直

○ 生産者と組合員が、理解し合い、利益やリスクを分かちあえる関係を築くことを目的として産直を展開。
○ 生産者と消費者が直接交流できる場を多くもうけ、お互いが意見や要望、感想などを伝え合うことができる取組を展開。

産直比率　米：100%、青果物：96%

生産者と組合員が一体となって「農薬削減プログラム」に取組

■ 産地青果の表示

JAS有機認証を取得した「有機農産物」、またはそれに準ずると判断された農産物。化学合成農薬、化学肥料を使わない（※）、パルシステムのトップブランド。

※有機使用可能資材を除く

パルシステムの定めた「農薬削減プログラム」を実践し、除草剤や土壌くん蒸剤を使わず、化学肥料も減らして栽培された農産物。

■ 栽培基準別の出荷量（2013年）

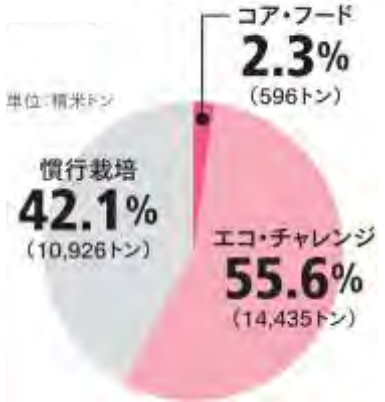

米

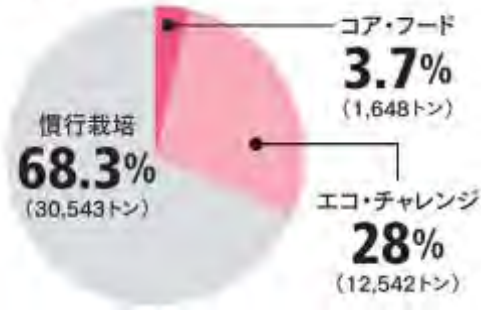

青果物

28. 食品以外の動向～オーガニックコスメを事例に～

○ 近年、有機農産物に関しては、環境を重視したライフスタイルや、エシカル消費等、公共便益に結びつく購買行動の高まりに応じて、オーガニックコスメを代表とする非食品に注目が集まっており、国内市場も成長著しい。
○ ヨーロッパではオーガニックコスメに係る認証について、COSMOSという統一基準を整備する方向。

◆市場動向

- 国内の市場は1990年代に形成。2000年代は海外ブランドが、近年は国産ブランドの参入が相次ぐ。
- 消費者の安全・安心志向や、環境を重視したライフスタイル、エシカル消費に対する意識・関心の高まりを背景に拡大傾向。
- 世界全体での市場規模は90億ドル（2011年）（国際商業海外特別情報誌より）

国内のオーガニックコスメ市場規模の推移

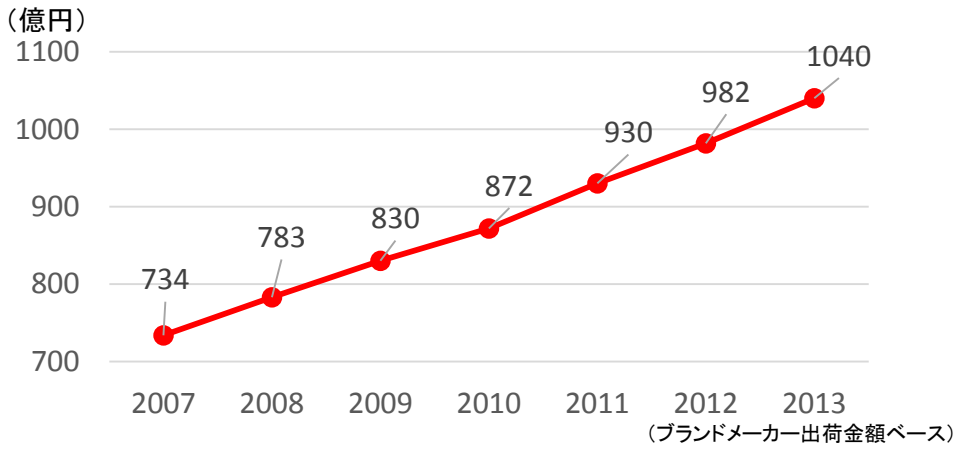

参考：2013年度の国内化粧品総市場規模：2兆3200億円
資料：矢野経済研究所（2014）

◆認証、基準

- 日本ではオーガニックコスメの成分や製造工程について国の認証や基準はない。
- 海外では、国や民間団体が認証を行い、前者はUSDAオーガニック（米）、後者はBDIH（独）、COSMEBIO（仏）、ECOCERT（仏）、ICEA（伊）、英国土壌協会（英）等が存在。

USDA（米）　BDIH（独）　COSMEBIO（仏）　ECOCERT（仏）　ICEA（伊）　英国土壌協会（英）

- ヨーロッパでは、上記5団体が2010年より統一基準（COSMOS）の策定を検討。2011年春から現行の認証マークにCOSMOSを併記し、2015年からはCOSMOS基準として統一予定。

COSMOS認証を配した各種マーク

29. ライフスタイルと結びつくオーガニック市場

○ 昨今、「ライフスタイル」と結びついたオーガニックの市場が広まっているところ。
○ 京阪グループはオーガニックにまつわる商品やサービス等の展開を行うフラッグシップとなる複合施設を京都に設置する計画。
○ オーガニックEXPO2014においても、オーガニックコスメなどの食品以外のライフスタイルやエシカル消費等にまつわるものが多く展示され約2万人を集客。

京阪グループによる「BIO-Style」の展開

・京阪グループが、京都という地の利と、有機農産物の販売による生産者と消費者の結びつきの実績を生かし、「健康でクオリティの高い生活」や「多様性のある自然環境との共生」、「環境保全」等を幅広い生活シーンに採り入れた、ライフスタイル発信型複合施設「BIO－Style」の開発を計画。

完成イメージ（建物外観）

・この施設は、ホテルやリラクゼーションサービス、オーガニックショップ・カフェ、体験農場などを備え、オーガニックと結びついた新たなライフスタイルを京都から世界へ発信。

・今後は、様々な事業を展開するとともに、農業分野とのネットワーク拡大による、環境保全や地域活性化に貢献し、沿線の価値向上を目指す。

事業展開のイメージ

オーガニックEXPO2014の状況

・平成26年11月20日～22日、オーガニックEXPO2014が開催。次世代につながるライフスタイルを提案し、未来に向けた持続的な社会づくりが目的。

・会場では、オーガニックコスメやコットンなど非食品の展示も多く見られた。特に、オーガニックコスメについては、マーケットとしての関心の高さをうかがわせた。

・各国のオーガニック認証機関などのブースも見られた。国内企業等は、自らが製品、販売化する商品について、信頼される保証を所望している状況があると考えられる。

・来場者は18,198人。客層は、女性が多く、特に小さな子供連れの母親層の方も確認。

今後の環境保全型農業の推進（論点イメージ）

（参考）

自然循環機能の維持増進

自然環境の保全
（文字どおり）

〇日本の状況

・環境と農業との関係性がほとんど意識されておらず、環境と調和した農業の公共的価値に国民があまり気づいていない。

〇EUの状況

・農業が環境問題を引き起こした経験から、環境と調和した農業の重要性が公共的価値として国民に認識されている。

環境に配慮した農産物の拡大再生産による農業の持続的発展

〇日本の状況

・有機農業以外の環境に配慮した農産物は商業的価値がほぼ認められていない。
・これまでは意識の高い者を中心として取組がなされていたために、地域を中心とした取組にとどまる。

〇米国の状況

・ビジネスとして、食品以外の需要が創出され、グローバルに展開。
・商業ベースの販売体制に対応するために、生産も拡大。

技術・人材

・環境保全に資する農業生産の取組について、国民にその価値を再認識してもらう必要があるのではないか。

キーワード：エコファーマー、見える化 etc

・環境に配慮した農産物について、拡大再生産につなげるために、商業的価値を付与する必要があるのではないか。
・生産拡大を加速させるために、ビジネスにつなげることが必要ではないか。

キーワード：スタートアップ支援、ネットワーク化
新たな需要創出 etc

地域のにぎわいも創出

環境保全型農業の価値と消費者の価値観（議論のためのイメージ）

（参考）

＜消費者の価値観の変遷＞

最低限の生活 → **食料確保**

ストレスのない生活 → **安全➡安心**

ハイクオリティな生活 → **健康・美容**

社会への貢献 → **エシカル、ロハス等**

「おいしさ」、「リーズナブルな価格」

消費者は農産物としての価値に注目

有機農業の「ゼロ」のイメージ

信頼の確保が鍵
- 有機JAS制度
- トレサビリティー
- 顔の見える関係
- GAP

新たな潮流
- ライフスタイル
- 心の豊かさ
- 多様化
- 非食品

消費者には伝わりにくい

環境保全型農業（持続的な農業生産方式）の価値＝文字どおり自然環境の保全に貢献

化学肥料、農薬使用の低減

地球温暖化防止、生物多様性保全

（別視点での論点）

自然環境の保全という公共的価値を総合的に評価する必要性